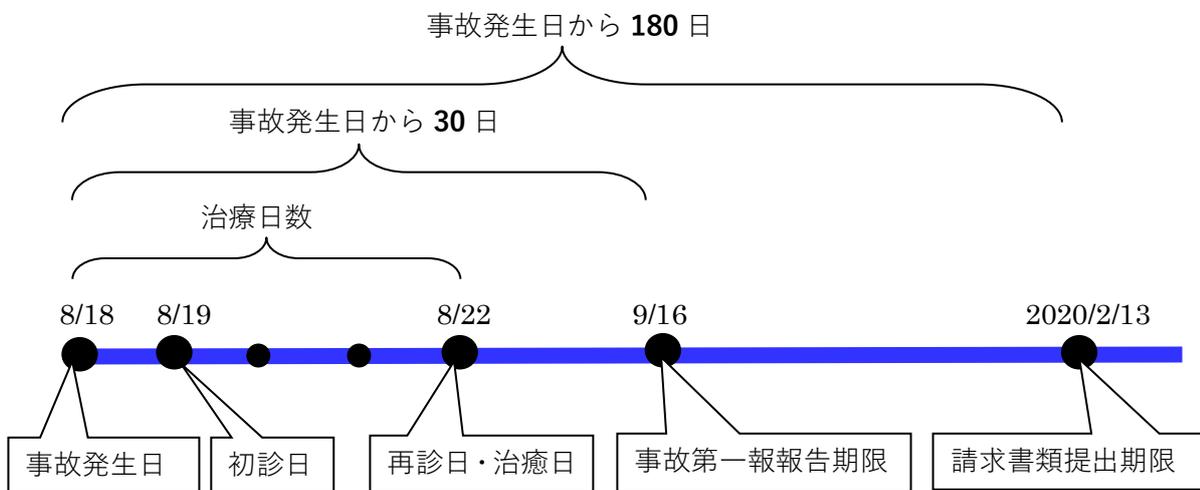


## 【治療日数 5 日以上の捉え方について】

### 《事例》

8月18日ソフトボールのノック練習中、右手人差し指にボールが当たり負傷する。すぐに練習を中止し、その日は冷却などの応急処置を続け様子を見たが、痛みが治まらないため翌8月19日にA病院を受診。レントゲン検査をした結果、骨には特に異常が見られず、右人差し指の打撲と診断された。医師より今週中に再度受診するよう指示があり、8月22日再診。同日で治癒と判断された。



### ポイント!!

-  翌日に初診しているので事故発生日 8/18 を 1 日目とカウントする。
-  通院実日数は 2 日間であるが、治療日数は 5 日と考える。
-  傷病名や治療内容によって、治癒日までお支払いできない場合がある。
-  必ず **2 回以上通院** してください。